うきは市高齢者保健福祉計画

概要版

基本理念

安全・安心で
いつまでも
健康で輝けるまち

平成３１年２月

うきは市役所

計画の背景と期間

本市においては、総人口が減少していく一方、高齢者人口・高齢化率は上昇し続けることで、地域社会の活力の低下が懸念されることから、市民が元気に暮らせるよう支援するための地域の実情に応じた施策・事業の実施が求められています。

また、高齢独居世帯の増加、認知症高齢者の増加等に対応した、本市ならではの地域包括ケアシステム実現を目指していく必要があります。

そのため、本計画では、これまでの方向性を承継しながら、「健康づくり・介護予防の推進」、「高齢者福祉の充実と生活支援体制の構築」、「多職種連携による重層的な支援体制の構築」、「認知症施策の推進と高齢者の権利擁護」、「安全で安心して生活できる地域づくり」の５つの柱を重点的取組事項とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、基盤整備を進めていきます。

計画の期間と地域包括ケアシステムの実現イメージ

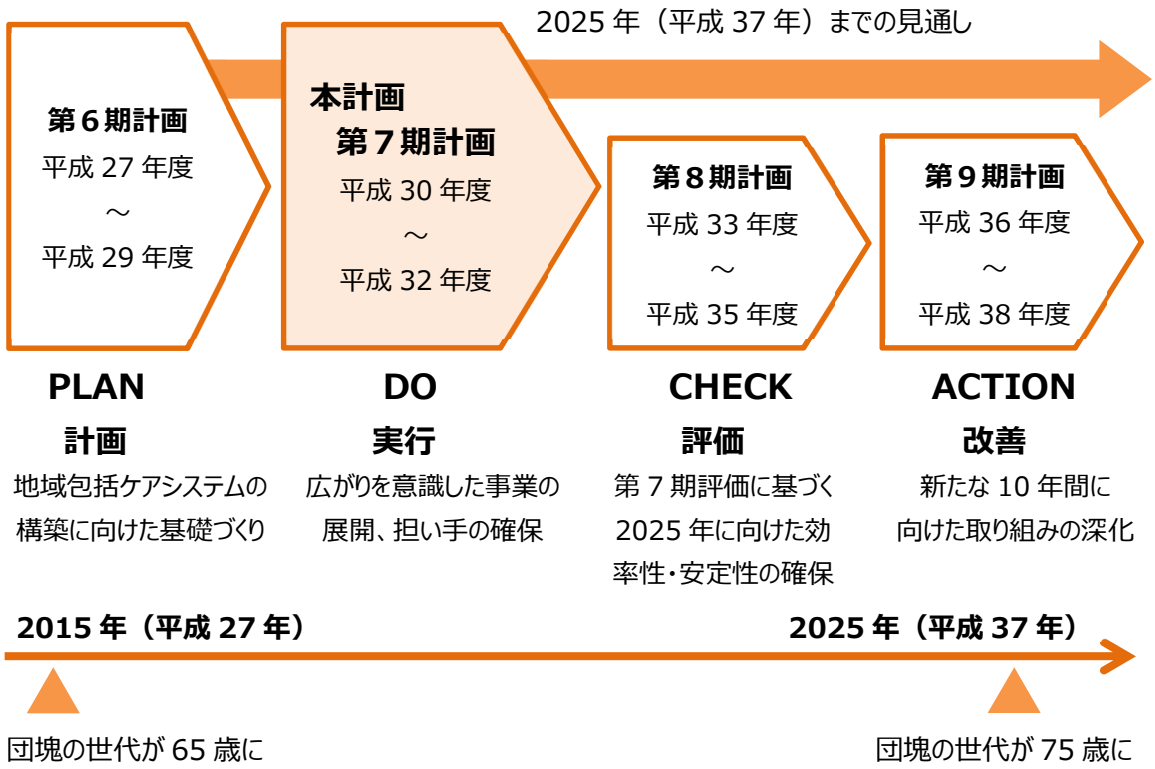

人口などの現状と課題

うきは市の将来人口

将来人口推計

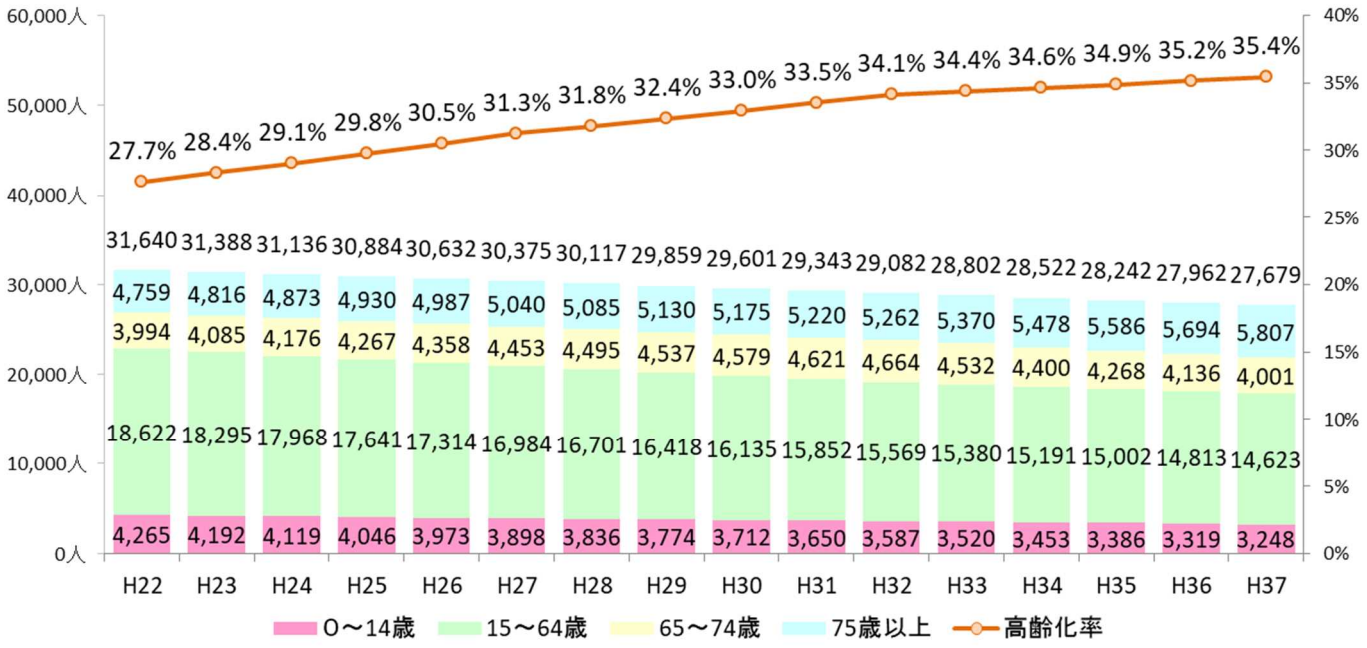

うきは市の高齢者世帯の状況

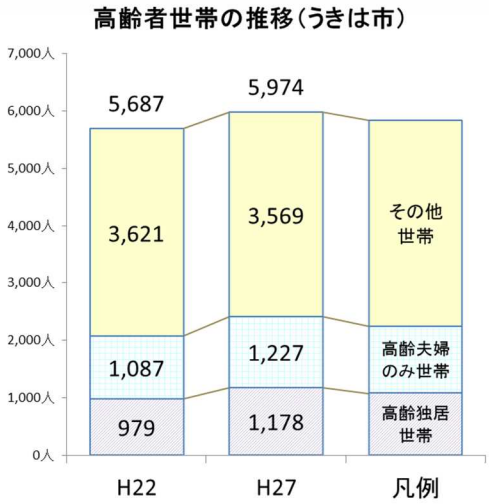

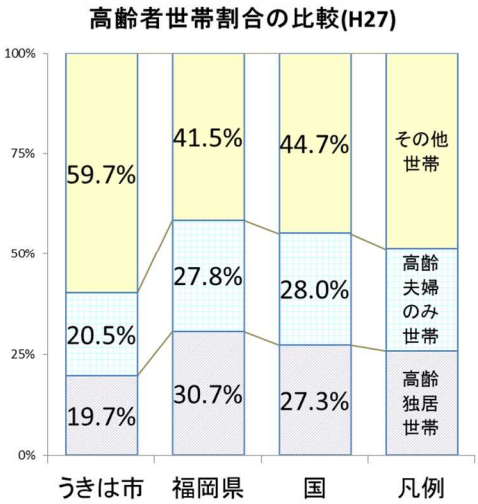

本市の平成 37 年の姿

平成 37 年の高齢者人口 9,808 人に対して、国の推計手法を用いて推計される認知症高齢者数は 1,962 人、さらに独居高齢者は 1,576 人となると予測されており、今以上に見守りや介護を要する高齢者が増えると考えられます。

計画の全体像

基本理念

安全・安心でいつまでも健康で輝けるまち

基本目標

目標　１
健康づくり・介護予防の推進

目標　２
高齢者福祉の充実と生活支援体制の構築

目標　３
多職種連携による重層的な支援体制の構築

目標　４
認知症施策の推進と高齢者の権利擁護

目標　５
安全で安心して生活できる地域づくり

施策の方向性

1 健康づくりと介護予防の連携
2 介護予防事業の展開
3 訪問型サービスと生活支援サービス
4 通所型サービス
5 介護予防ケアマネジメントと事業評価推進
6 一般介護予防事業

1 高齢者の生活支援サービスの拡充
2 地域見守り体制の構築
3 生活支援体制の推進
4 協働による地域活動の推進
5 社会参加・生きがいづくりの促進

1 地域包括支援センターの機能強化
2 医療と介護の連携
3 サービス提供体制の確保及び資質の向上

1 認知症高齢者や介護家族への支援
2 相談支援体制の充実
3 高齢者虐待・権利擁護・消費者トラブル防止に向けた取組の促進

1 移動手段の確保
2 状況に応じた施設や住まいの整備
3 災害時要援護体制の充実
4 交通安全・防犯対策の推進

本計画の重点施策

１　家族･地域による介護力の強化

本市は、国勢調査によると、高齢独居・高齢夫婦のみ世帯の割合が低く、その他世帯（２・３世代同居、親族との同居など）の多世代同居が多い地域となっています。

その背景には、農業や商工業を中心とした家族総出の経営形態が家族同居を必要としていることや、久留米市・日田市などを通勤圏内とできることから、住み慣れた地域を離れることなく生活し続けている方がいることなどが考えられます。

本市は、要介護認定率が近隣自治体と比較して低くなっていますが、その要因の一つに、多世代同居が多く、いまなお家族介護を行いながら生活している方が多いことが挙げられます。

一方、アンケート調査による高齢者の幸福度の平均は、うきは市全体の平均が 7.17 点で、高齢独居と高齢夫婦のみ世帯では本市の平均を下回っていますが、一方で、２世代では平均を大きく上回っていることがわかりました。

つまり、多世代同居が多い本市は、同居できていることで幸福感を感じながら暮らしている方が多いまちであり、さらに家族介護力が高いことで介護認定率が低いまちと言えます。

今後、本市では、多世代同居を積極的に支援することで、家族の絆を実感し幸福感を感じながら、家族からのちょっとした介護を継続的に受けつつ自立した在宅生活を継続できることを目指した施策を重点事業と位置付け強化します。

アンケート調査による高齢者の幸福度の平均（世帯類型別）

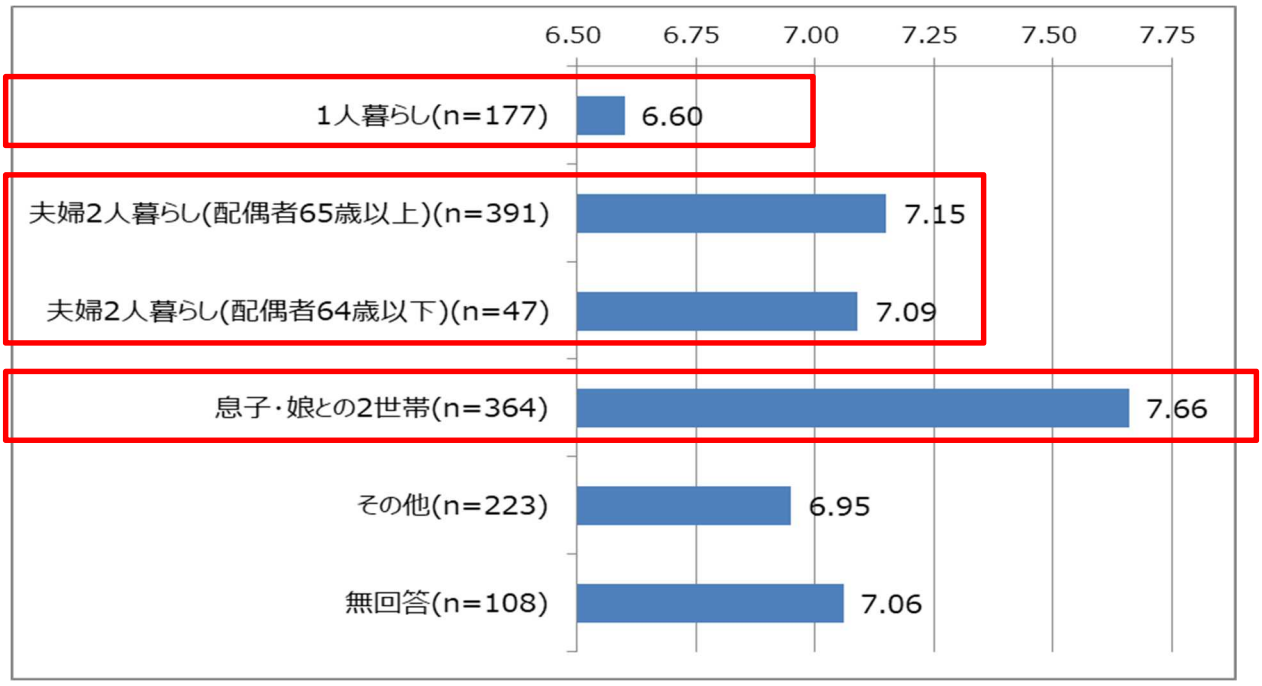

2 交通弱者対策の推進

高齢者を取り巻く環境として、平成 29 年 3 月 12 日から、新しい改正道路交通法がスタートし、高齢運転者対策について、臨時適性検査制度の見直しと、臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の新設が行われました。

具体的には、75 歳以上の運転者は 3 年に 1 回の免許証更新時に認知機能検査を受けることになり、その結果次第では、免許の取り消し等の対象となるとされています。また、更新時以外でも一定の違反行為があった場合は、新設される臨時認知機能検査を受けることが義務付けられました。

そのため、交通弱者対策としては、とくに免許返納者対策が急務となっています。

本市には、公共交通としてバス路線はありますが、幹線道路沿いのルートと山間部の谷間のルートとなっており、地域を巡回するようなバス路線はなく、かつては福祉バスの運行を行っていた時期もありましたが、現在は運行をしていません。また、買い物支援として市内のサンピットバリューでは、3,000 円以上の買い物をされた方に対して自宅まで送迎を行う無料送迎サービスや、「ウキウキ号」による移動販売サービスを行っていますが、あくまでも自主的・限定的なサービスとなっています。

今後は、市内全域を対象とし企画財政課が主管となって推進している公共交通の維持再編に向けた検討と、生活支援体制整備事業の中で、江南小学校区で開始される「互助による移動手段の確保策」の推移を見据えつつ、本市の実態に即した高齢者の移動手段の確保を地域と一体となって推進します。

同時に、本市には全国的にも珍しい市が管理・運営する「うきは市立自動車学校」と連携し、75 歳以上の免許保有高齢者に対して、認知機能の低下予防に資するような取り組みを行っていくことで、交通弱者対策の一助とします。

本市の介護予防事業への参加の流れ

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者は、①市町村の窓口に相談に来て、明らかに要介護ではないなど条件を満たす場合に、②基本チェックリストに該当し、さらに③事業参加を希望する方となります。

本市では、過去の実績から、新たに要支援の認定を受ける方が年間 200 名ほどであることが分かっています。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から介護認定を受けていない方のうち、最大で３人に１人ほどが該当することが分かっています。

これらの方々のうち、実際に地域包括支援センター等の相談窓口において前述の①～③の流れを経て総合事業の対象となる方に対し、今後適切なサービスを提供していきます。

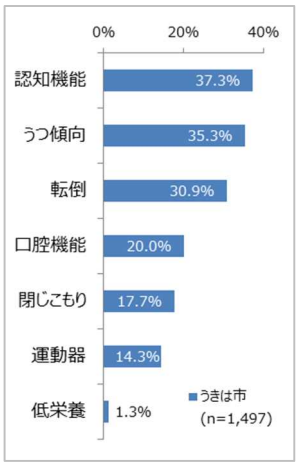

介護予防・日常生活支援総合事業の利用までの流れ

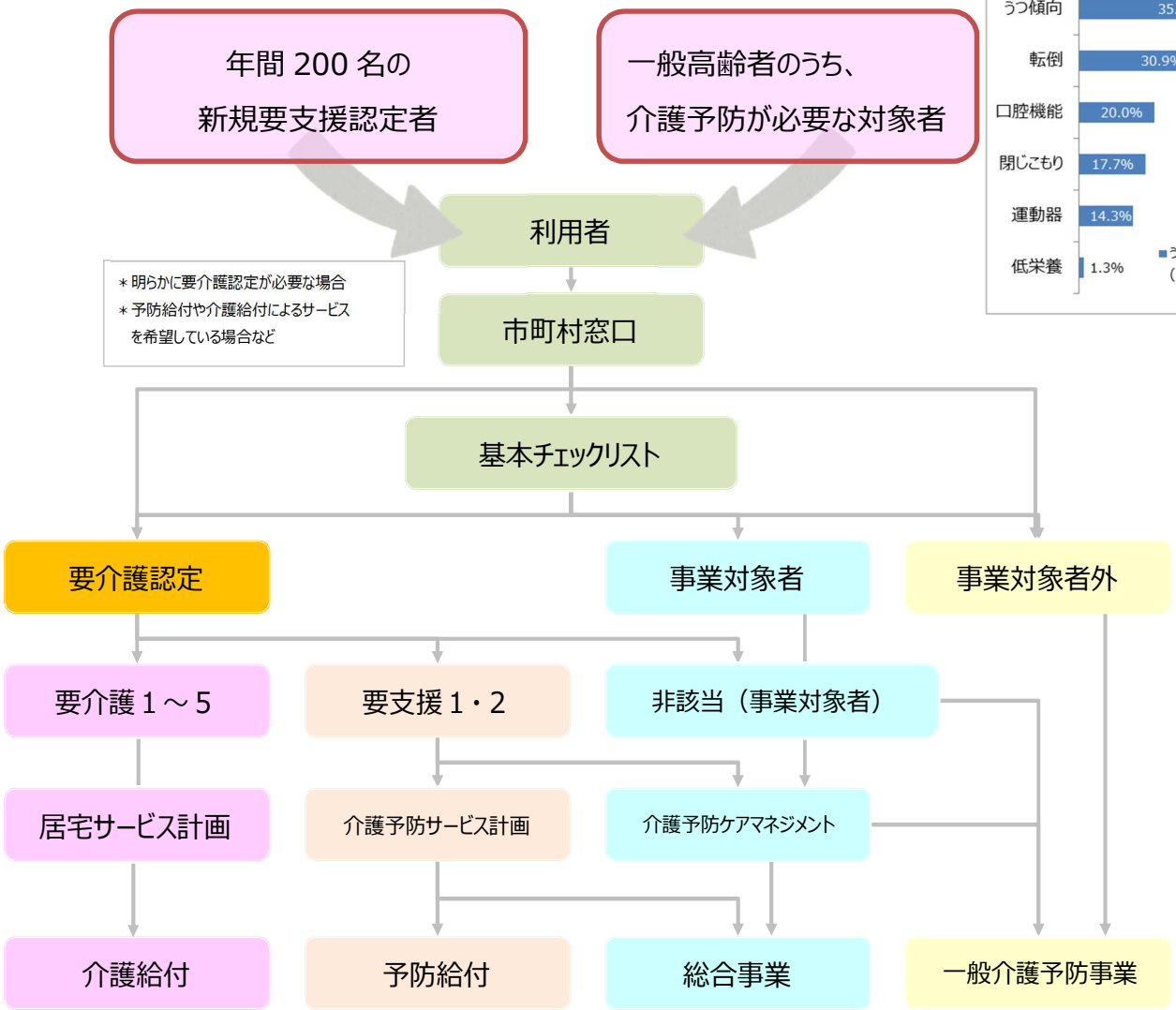

本市の介護予防に資する社会参加の場

うきは市小学校区別通いの場（集いの場＋よりあい）マップ（月１回以上）

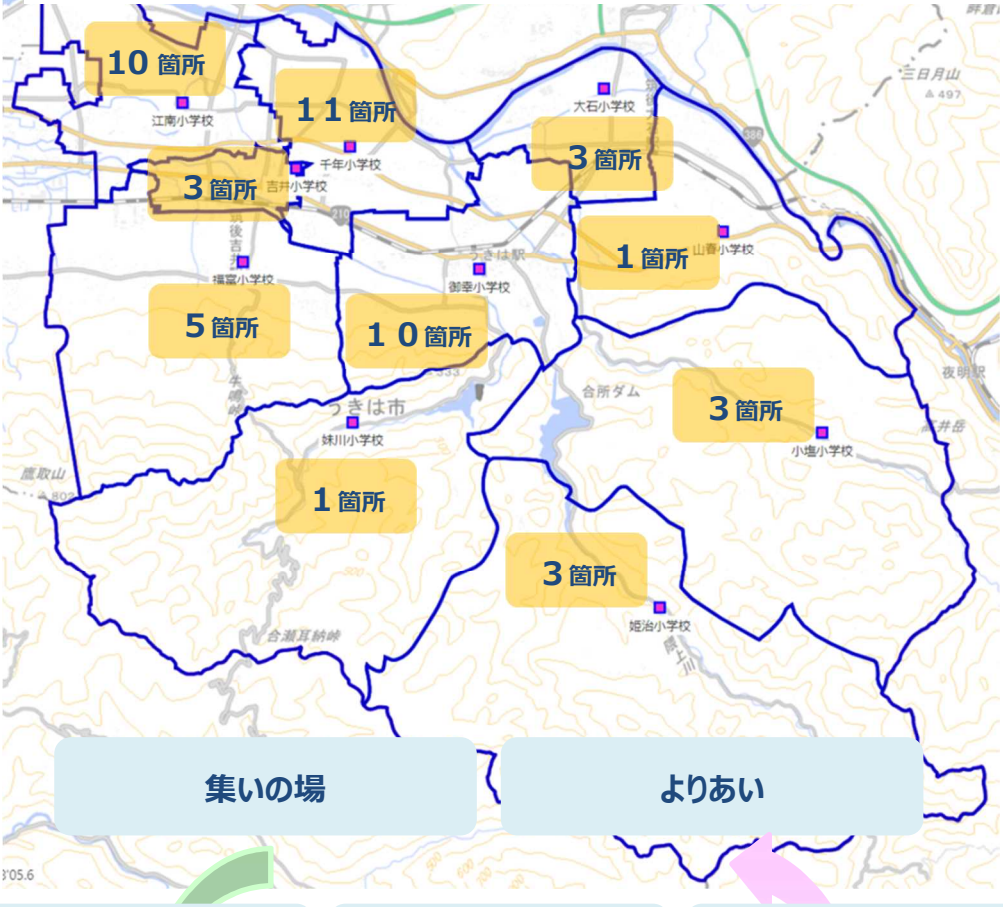

集いの場

よりあい

ロコモ予防教室

ノルディック
ウォーキング体験会

スマイルアップ教室

モリモリ会

キラキラうきは
（商工会）

いきいきプラチナ塾

通所 B

福富地区「ほっこり」

（順次拡大予定）

通所 C

元気が出る学校

スマイルケア（脳の健康プログラム）

地域リハビリテーション活動支援事業

「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の集いの場等に関与し、介護予防の機能強化が図られることを目的とした事業です。

通所や訪問にリハビリテーション専門職等が関与することにより、日常生活に支障のある生活行為の改善や、効果的な運動プログラムの提案、介護職等への助言等が強化され、地域における自立支援に資する取り組みを推進します。

平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、福岡県のモデル事業として筑後地区介護予防支援センターと連携してうきは地区のリハビリテーション専門職による連絡会「うきは地区 PTOTST 連絡会」により地域の集いの場で活用できる体操として「うき８体操」を作成しました。今後は集いの場等への様々な専門職による直接的支援体制も構築していきます。

（コラム）「うき８体操」を通じた介護予防のまちづくり

うき８体操は、うきは市で働くリハビリテーションのプロ、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）の皆さんと一緒に、「うきは市のみなさんがいつまでも元気でいてほしい…」という思いで作成しており、知らず知らずのうちに低下する筋力や体の機能を維持改善できる運動を厳選し、覚えやすく８個にまとめたものです。

うき８体操は、解説を付けたＡ３サイズのパンフレットにまとめてあり、必要な方には保健課にて配布を行っています。

さらに、住民主体の集いの場で実施できるように、DVD を作成しており、専門的な指導者の支援が常になくても、住民の皆さんで集まって活動できるようにしています。

地域包括支援センターの機能強化に向けた体制整備

地域包括支援センターが地域づくりの中核を担い、地域課題から政策形成に結び付けていくためには、さらなる機能強化と業務分掌の明確化が必要となってきたことから、平成 30 年度から新規に委託型センターを設置し、運営を浮羽医師会に委託することで、基幹型と委託型の２つの地域包括支援センターに役割を分担しました。

今後は、基幹型において、在宅医療・介護連携の中核としての役割、介護予防・日常生活支援総合事業の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの推進、地域ケア会議の開催などの役割を担い、一方、委託型においては、介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務（ケアプラン等作成と支援）を担うことで、機能強化を図ることとします。

地域包括支援センターの体制と主要業務（平成 30 年９月現在）

	基幹型	委託型
運営主体	うきは市役所	浮羽医師会
職種の配置状況	9名	9名
管理者	1名	1名
健康運動指導士	1名	—
理学療法士	1名	—
主任介護支援専門員	1名	1名
介護支援専門員	1名	—
保健師又は経験のある看護師	2名	1名（兼務）
社会福祉士	2名	1名
ケアプランナー	—	5名
事務職	—	1名
主要業務	①介護予防･生活支援サービス事業 ②一般介護予防事業 ③在宅医療･介護連携推進事業 ④認知症施策 ⑤地域ケア会議推進事業 ⑥生活支援体制整備事業	①介護予防ケアマネジメント業務 ②指定介護予防支援業務 （ケアプラン作成と支援）

地域ケア会議の開催による効果的な連携体制の構築

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員（ケアマネジャー）のケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指すものとなります。

地域ケア推進会議	市全域における地域課題の整理 市全域におけるネットワークの構築 地域課題解決に関する政策提言

個別ケースの発見・相談

地域包括支援センター

①支援者が困難を感じているケース
②支援が必要だとがサービスにつながっていないケース
③支援が自立を阻害していると考えられるケース
④権利擁護が必要なケース
⑤地域課題に関するケース

地域ケア会議の開催

在宅医療介護連携拠点		ケアマネジャー
社会福祉協議会		医療機関・薬局
警察署・消防署		訪問看護ステーション
民生委員		介護サービス事業所

社会資源の整理・地域課題の把握

施策検討・地域づくり

災害時要援護体制の充実

本市は、平成 28 年６月に「うきは市地域防災計画」を策定し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「互助」、リスクを共有する保険制度等の「共助」、そして、行政施策としての「公助」の適切な役割文体に基づく防災協働社会の実現を目指した取組を推進しています。

高齢者の避難を支援する関係者

うきは市内の避難所

指定避難所（吉井町地区）

うきは市役所
ほか15箇所

指定避難所（浮羽町地区）

御幸コミュニティセンター
ほか18箇所

福祉避難所（吉井町地区）

筑後吉井こころホスピタル、水月吉井、ひじり園うきは、アソシオール、ケアビレッジ千年、にじの家吉井、ひまわりの郷吉井、ＧＨひまわり３号館、ＧＨゆり苑

福祉避難所（浮羽町地区）

老健うきは、えびね荘、希望が丘、エバーガーデンうきは、ケアビレッジ三春、ひまわりの郷うきは、ＧＨ浮羽